

選挙 みんなそろって投票しましょう 4月は統一地方選挙の月

4月は統一地方選挙の月です。邑楽町では、群馬県議会議員選挙と邑楽町議会議員選挙が行われる予定です。
投票日 4月10日
群馬県議会議員選挙
邑楽町議会議員選挙 4月24日
投票時間 午前7時～午後7時
投票場所 入場券のとおりです
持ち物 入場券
※入場券が届かない場合や、なくしてしまったときは、町選挙管理委員会に連絡してください。
前もって投票できます
投票日に仕事やレジャーなどで投票所で投票できない人は、前もって期日前投票をすることができます。
期間 群馬県議会議員選挙 4月2日～9日
邑楽町議会議員選挙 4月20日～23日
時間 午前8時30分～午後8時
場所 邑楽町役場1階ロビー
※入場券をお持ちください。
選挙公報を配布します
今回の各選挙では、候補者の氏名、政見などが記載された選挙公報を配布します。町議会議員選挙の選挙公報は、新聞各紙朝刊への折込みにより

お知らせ 子どもの日のシンボルタワーは、小・中学生入場無料 大型連休中の公共施設

大型連休中(4月29日～5月5日)の町内の公共施設の開館状況についてお知らせします。
邑楽町公民館、長柄公民館
ヤングプラザ、町民体育館
休館日 5月2日
町立図書館
休館日 4月28日、5月2日
あいあいセンター
休業日 5月3日、5日
シンボルタワー
休館日 全日開館
シンボルタワー
「つよもつよ」の特別事業
5月5日のこの日は、小・中学生の入場は無料です。ぜひ、皆さんお越しください。なお、地震や計画停電などの状況により休館になりますのでご注意ください。
開館時間 午前10時～午後6時
問合せ シンボルタワー 88-8686

お知らせ ようこそ町長室へ！ 毎月第3土曜日は、町長室開放の日

町では、町長が直接、皆さんから意見や提言を聞かせていただいています。
対象 町内在住の18歳以上の個人またはグループ(5人以上)
※多くの皆さんに参加していただくため、2回目以降の参加については、まだ参加したことがない個人やグループを優先させていただきます。
実施日 毎月第3土曜日
※日程は、5月21日、6月18日、7月16日です。
実施時間 1日3回(1回50分以内)
①午前9時～9時50分
②午前10時～10時50分
③午前11時～11時50分
※町長の公務などにより、日時の変更や中止する場合があります。
申込方法 電話で申し込む(先着順)
申込締切 希望する日の2週間前まで
問合せ 役場総務課 47-5003

税金 該当する人は忘れずに申請してください 軽自動車税の減免申請

身体や精神に障害を持つ人は、申請して該当になると税の負担が免除になる場合があります。申請は、毎年必要です。
申請時期 納税通知書が届いた後、納期限の7日前まで
申請に必要な書類 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの手帳、運転免許証(本人または生計をともにする人のもの)認印、納税通知書
申請・問合せ 役場総務課 47-5013
※普通自動車税の減免は、館林行政事務所(72-4461)にお問い合わせください。



税金 口座振替を希望する人は、手続きをしてください 国民健康保険税などの納付

現在、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料を年金天引きしている人、4月から年金天引きになる人は、希望があれば口座振替により納付することができます。
口座振替を希望する人は、手続きをしてください。
手続き先 税務課
国民健康保険税 保険年金課
後期高齢者医療保険料 保険年金課
持参するもの 通帳、通帳の印鑑、
国民健康保険被保険者証
後期高齢者医療被保険者証
問合せ 役場総務課 47-5013、役場保険年金課 47-5020
国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証



予防 年1回は、愛犬に予防注射を！ 狂犬病予防注射を行います

町では、狂犬病予防注射を行います。愛犬には生涯1回の登録と年1回の狂犬病の予防注射が法律で義務づけられています。左の表の日程で都合がつかない場合は、邑楽町地区の動物病院などで、登録と注射を受けてください(別途、診察料がかかります)。
費用 登録済みの犬(平成7年以降に登録した犬) 3,300円
未登録の犬(新しく飼った犬や登録していない犬) 6,300円
問合せ 役場生活環境課 47-5019

●狂犬病予防注射日程表

Table with columns for Date, Venue, Time, and Location. It lists vaccination dates from May 9th to May 14th at various community centers and public facilities.

公共施設や皆さんの生活に直結するさまざまな制度、イベントなどを紹介するコーナーです。まだ形になっていない現在進行形の計画なども、なるべくご紹介していきます。

福祉 車いす仕様車両の購入や改造費の一部を補助します

町では、在宅の重度身体障害児（者）や寝たきりの高齢者を乗せて外出するために使用する車いす仕様車両の購入や改造にかかる費用の一部を補助しています。

これは、要介護者の福祉の向上や家族の負担を軽減しようとするためのものです。

- ▼対象 次のいずれかに該当する人やその家族
①下肢、体幹障害の1・2級
②おおむね65歳以上で寝たきりの人または日常的に車いすの必要がある人
▼補助対象 介護用車両を購入する場合は車いす仕様部分の価格、所有している車両を車いす仕様に改造する



- 費用
▼補助額 経費の3分の2（上限100万円）
▼問合せ 役場福祉課 47-5023

福祉 月2袋または、月1袋と尿取りパットとセット 紙おむつなどを支給します

町では、在宅で生活している寝たきりの高齢者などに、紙おむつなどの支給を行っています。

- ▼対象
①町内に住所がある65歳以上のねたきり高齢者などで、要介護認定4以上の認定を受けた人
②身体障害者1級・2級、療育手帳Aの認定を受けた児（者）
▼内容 紙おむつを1人につき月2袋または、1袋と尿取りパット2袋のセットで支給します。

- ▼問合せ 役場福祉課 47-5023

福祉 寝たきりの高齢者などが対象です 出張理・美容サービスののお知らせ

町では、快適な生活の維持向上を図るため、在宅で生活している寝たきり高齢者などを対象に、出張理・美容サービスを行います。

- ▼対象 次のいずれかの条件に当てはまる人で、理髪店や美容院に行くことができない人
①おおむね65歳以上の単身世帯
②高齢者のみの世帯
③重度障害者
④要介護認定4以上の認定者（1年以上）
▼内容 利用券（2,500円相当）を年間4枚支給する
※差額分については、自己負担となります。



- ※サービスは、邑楽町理容師会、美容組合館林支部邑楽地区加盟の協力店が実施します。
▼申請方法 役場福祉課に申し込む
▼問合せ 役場福祉課 47-5023

福祉 月額3,000円を支給 災害遺児手当を支給します

町では、交通災害や労働災害で親などを失ってしまった児童の保護者に災害遺児手当を支給します。

- ▼対象 次のいずれかに該当する人
①交通災害や労働災害で生計の中心である父、または母などを失った児童
②交通災害や労働災害で生計の中心である父、または母などが障害の状態

- となった児童
▼支給金額 月3,000円（遺児一人につき）
▼必要書類 住民票の写し、事故などを証明する書類、障害の程度を証明する書類、在学証明など
▼問合せ 役場福祉課 47-5023

福祉 通院して人工透析療法などを受けている人が対象 通院のための交通費を支給

町では、じん臓機能障害などで通院に要した交通費を支給します。該当する場合は、申請してください。

これは、人工透析療法などの医療を受けるため、医療機関への通院に要した交通費の一部を補助する

- ▼対象 申請者の当該年度分町民税額が非課税の人で、次のどちらかに当てはまる人
①じん臓機能障害者の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透

福祉 迅速かつ正確な救護体制を図るために 高齢者等緊急通報装置設置事業

町では、ひとり暮らしの高齢者などに高齢者等緊急通報装置を貸し出しています。これは、消防署と電話回線で直通することによって急病や災害などの突発的事態が発生したとき、迅速かつ正確な救護体制を図るもの

- ▼対象 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、昼間高齢者世帯、身体障害者のみの世帯で健康状態、身体状況または日常生活動作に支障のある人
▼問合せ 役場福祉課 47-5023、各地区の民生委員



福祉 調理が困難な高齢者に食事を提供します 配食サービスを行っています

町では、ひとり暮らしの高齢者などのお宅へ安否確認をかね、食事（お弁当）の提供をしています。ぜひ、ご利用ください。

- ▼対象 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、重度障害者であつて調理が困難な人
▼内容 月・土曜日までの週6回のうち希望曜日に夕食を提供
▼費用 1食400円
▼申請・問合せ 町地域包括支援セン



ター 80-9300

福祉 該当する人は申請してください 障害基礎年金と児童扶養手当制度の改正

4月から、障害基礎年金制度の改正に伴い児童扶養手当の取扱いが変わりました。児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合は、障害基礎年金の子加算の対象としないこととなり、児童扶養手当を受給できることとなります。

- ▼対象者 配偶者が一級相当の障害基礎年金を受給中（申請中を含む）で

- 次のいずれかに該当する人
①児童扶養手当を受給している（支給停止を含む）
②児童扶養手当を受給していないが、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある児童は20歳まで）を監護または生計を同じくする父母
※障害基礎年金を受給していても母子世帯、父子世帯は受給変更の対象となりません。
▼問合せ 役場福祉課 47-5023

公共施設や皆さんの生活に直結するさまざまな制度、イベントなどを紹介するコーナーです。まだ形になっていない現在進行形の計画なども、なるべくご紹介していきます。

健康

体力をつけたい人は…  
ますます元氣教室

町地域包括支援センターでは、シニア世代を対象に健康で自立した生活が送れるよう健康づくり・介護予防教室を開催します。体力をつけたい人、歯や口の中が気になる人などは、ぜひご参加ください。  
▼期日 5月11日(金)から5月2回(計2回)  
▼時間 午前10時～11時30分  
▼会場 保健センター  
▼対象 運動に支障のない65歳以上の人で介護認定を受けていない人  
▼内容 理学療法士による運動指導や健康体操など  
▼定員 30人  
▼参加費 無料  
▼申込方法 電話で申し込む



▼問合せ 町地域包括支援センター 80-9300

健康

申込者に通知します  
二種混合ワクチンの接種

二種混合(ジフテリア・破傷風)ワクチンは、乳幼児期の三種混合ワクチンの2期として、小学6年生に接種します。対象になる人には、予防票を配布します。4月1日から平成24年3月31日まで接種を済ませてください。  
▼問合せ 保健センター 88-5533



5533

学校

経済的な理由などで就学が困難な家庭へ  
就学奨励費・就学奨励費を支給します

町教育委員会では、経済的な理由などで就学が困難な家庭などに、就学奨励費や就学奨励費を支給しています。  
▼就学奨励費  
経済的な理由で義務教育への就学が困難な家庭の子どもには、就学奨励費として、学用品・給食などの費用を支給します。支給の認定は、世帯の収入状況などにより決定します。必要とする場合は、町教育委員会学校教育課または、地区の民生委員さんへご相談

▼就学奨励費  
小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒には、就学奨励費として、学用品・給食などの費用(就学奨励費の2分の1)を支給します。支給については要件がありますので、年度当初に在学している学校にご相談のうえ申請してください。  
▼問合せ 町教育委員会学校教育課 47-5041

健康

あなたの健康をチェックしてみませんか?  
人間ドック検診費の助成

町では、人間ドック検診費の助成事業を行っています。人間ドックで健康をチェックしてみませんか。  
▼対象 次のすべての条件に当てはまる人  
①町内に住んでいる(住民登録をしている)  
②国民健康保険または、後期高齢者医療保険に加入している  
③国民健康保険税または、後期高齢者医療保険料の滞納がない  
④年度内に町の集合検診(特定健診)を受けていない

▼助成費用  
日帰り人間ドック 1万5,000円  
一泊人間ドック 2万円  
▼検診期間 4月1日～平成24年3月31日  
▼検査実施医療機関 人間ドックを  
実施している医療機関などでも  
▼申請方法 検診結果報告書、領収書、保険証、印鑑、預金通帳(ゆうちょ銀行以外)を役場保険年金課に持参する  
▼問合せ 役場保険年金課 47-5020

健康

申込者に通知します  
生活習慣病健診のお知らせ

町では、生活習慣病健診を行います。昨年受診した30～39歳の人には、健診受診票を送付します。また、転入者などで新たに健診を希望する人は、保健センターまでご連絡ください。  
▼期日 4月19日(金)、21日(日)  
▼受付時間 午前8時30分～11時30分  
▼会場 保健センター

▼対象 30～39歳で勤務先で健診を受ける機会のない人  
※平成24年3月31日現在の年齢です。  
▼内容 計測、血圧、検尿、血液検査(肝機能・貧血・血糖・脂質の検査)、診察  
▼健診費用 500円  
▼問合せ 保健センター 88-5533

健康

麻しん(はしか)は、感染力の強い疾病ですが予防接種で防げます。予防接種法による定期予防接種は、1期(生後12か月～24か月未満)と2期(小学校就学前1年間)の子どもが対象です。平成20年から、5年間の時限措置として3期(中学1年生に相当する年齢)、4期(高校3年生に相当する年齢)が定期予防接種の対象に追加されました。2期、3期、4期の対象になる人には町から通知をします。

▼対象 1期 生後12か月～24か月未満  
2期 来年少小学校入学の幼児(平成17年4月2日～平成18年4月1日生ま

れ)  
3期 中学1年生に相当する年齢(平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ)  
4期 高校3年生に相当する年齢(平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ)  
▼接種期間(2・3・4期) 4月1日～平成24年3月31日  
▼実施医療機関 館林市邑栗郡医師会、太田市医師会、足利市医師会の個別接種承諾医療機関  
▼接種費用 無料  
▼問合せ 保健センター 88-5533

▼麻しん(はしか)は、感染力の強い疾病ですが予防接種で防げます。予防接種法による定期予防接種は、1期(生後12か月～24か月未満)と2期(小学校就学前1年間)の子どもが対象です。平成20年から、5年間の時限措置として3期(中学1年生に相当する年齢)、4期(高校3年生に相当する年齢)が定期予防接種の対象に追加されました。2期、3期、4期の対象になる人には町から通知をします。

健康

一人でも悩まずにお気軽に相談ください  
館林保健福祉事務所の各種相談

館林保健福祉事務所では、各種相談会を開催しています。  
▼ふれあい相談会  
▼神経難病生活支援相談会  
▼期日 4月13日(金)、5月11日(日)  
▼時間 午後1時15分～3時30分  
▼会場 館林保健福祉事務所  
▼対象 パーキンソン病関連疾患・多発性硬化症・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症・重症筋無力症・多系統萎縮症などの患者とその家族  
▼内容 保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談、作業療法士によるリハビリテーション相談、交流会など  
▼申込方法 初めて参加する人は電話で申し込む

健康

一人でも悩まずにお気軽に相談ください  
館林保健福祉事務所の各種相談

館林保健福祉事務所では、各種相談会を開催しています。  
▼ふれあい相談会  
▼神経難病生活支援相談会  
▼期日 4月13日(金)、5月11日(日)  
▼時間 午後1時15分～3時30分  
▼会場 館林保健福祉事務所  
▼対象 パーキンソン病関連疾患・多発性硬化症・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症・重症筋無力症・多系統萎縮症などの患者とその家族  
▼内容 保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談、作業療法士によるリハビリテーション相談、交流会など  
▼申込方法 初めて参加する人は電話で申し込む

子育てこころの相談(予約制)  
▼期日 4月20日(金)  
▼時間 午前9時～正午  
▼会場 館林保健福祉事務所  
▼対象 子育てに不安やストレスを感じている人  
▼申込方法 電話で申し込む  
▼精神保健福祉相談(予約制)  
▼期日 4月20日(金)、5月11日(日)  
▼時間 午後1時30分～3時  
▼会場 館林保健福祉事務所  
▼対象 こころの病気で悩んでいる人やその家族  
▼申込方法 電話で申し込む  
▼申込・問合せ 館林保健福祉事務所 72-3230

健康

テーマは、糖尿病について  
館林厚生病院の健康講座

館林厚生病院では、健康講座を開催します。参加費は無料です。  
▼期日 4月21日(金)  
▼時間 午後4時  
▼会場 館林厚生病院  
▼講師 布施幸彦先生(館林厚生病院副院長、内科)  
▼テーマ 糖尿病について

▼申込方法 直接会場に来場する  
▼問合せ 館林厚生病院 72-3140



公共施設や皆さんの生活に直結するさまざまな制度、イベントなどを紹介するコーナーです。まだ形になっていない現在進行形の計画なども、なるべくご紹介していきます。

緑の羽根募金にご協力ください  
苗木の無料配布を行います

町では、緑化運動推進の一環として4月16日に役場庁舎北側駐車場で、緑化苗木の無料配布を行います。また当日は、緑の羽根募金活動を行いますので、多くの皆様のご協力をお願いします。

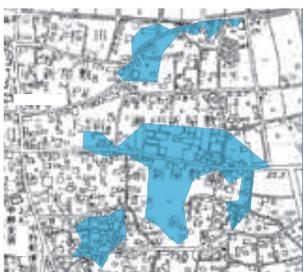
- ▼期日 4月16日(土)
▼時間 午前10時
▼場所 役場庁舎北側駐車場
▼内容 緑の羽根募金 苗木の無料配布
※数には限りがあります。
▼問合せ 役場産業振興課 47-5007



50027

区域が広がりました  
下水道共用開始区域

町では、平成5年度から市街化区域を中心に公共下水道事業を進めています。4月から、新たに8haの区域で下水道の供用が開始されました。▼供用開始区域 大字中野字前谷・東原・横町・化菜・菩提木・前新屋敷・瀬戸新屋敷・下宿・桜田の各一部 ※詳細な使用可能な区域については、役場水道課で縦覧できます。▼問合せ 役場水道課 47-5007



…今回追加された供用開始区域

初心者の人でも基本から学ぶことができます  
手話講習会を開催します

邑楽町ボランティアセンターでは、手話講習会を開催します。また手話以外にも、ろうあ者の生活を学ぶことができます。▼期日 5月11日(土)～8月10日(土)毎週水曜日(全14回) 88-2408

- ▼時間 午後7時～9時
▼会場 邑楽町公民館
▼参加費 500円(保険代など)
※別途テキスト代が必要。
▼申込・問合せ 町社会福祉協議会 88-2408

毎月発行の広報おうちと町ホームページに  
広告を掲載してみませんか？

町では、有料広告を募集します。掲載にあたり、内容について審査があります。なお、町ホームページは全ページリニューアルを予定しています。

- ▼広報おうち
▼掲載枚数 原則として毎月10枚
▼掲載料 1回8,000円
※申込みは1か月単位で最長1年間。
▼掲載場所 裏表紙の裏面
▼広告のサイズ 縦47・6mm×横86mm(本号27ページ参照)
▼発行部数 約1万部(町内全世帯、公共施設、近隣市町など)
▼申込方法 所定の申請用紙に必要事項を書いて、広告の原案を添付して申し込む
※申請用紙は役場企画課にあります。
▼申込締切 掲載を希望する広報誌の発行日の2か月前まで
※ただし、4月末日までに申込みの場合、広報おうち6月号以降からの掲載になります。
▼町ホームページ
▼掲載枚数 原則として6枚
▼掲載料(1か月間) 1枠につき5,000円
※申込みは、3か月単位です。
▼広告のサイズ 縦50ピクセル×横150ピクセル
▼申込方法 所定の申請用紙に必要事項を書いて、広告の原案を添付して申し込む
※申請用紙は役場企画課にあります。
▼申込締切 掲載希望の1か月前
▼申込・問合せ 役場企画課 47-5009

広報にあなたのレポートを掲載してみませんか？  
平成23年度の街角特派員を募集

町では、広報おうちにレポートを執筆・掲載する、街角特派員を募集します。町などに対する意見や日ごろ考えていること、たくさんの人に知ってほしいことなど、どんなことでもけっこうです。広報誌にあなたのレポートを掲載してみませんか。お待ちしております。

- ①編集会議などへの参加
②街角特派員の任期 平成24年3月31日まで
▼応募方法 来庁または電話、ファクス、郵送(当日消印有効)、メールなどで、住所、名前、年齢、職業、電話番号を連絡する
▼募集締切 4月25日(土)
▼応募・問合せ 役場企画課 (〒370-0692《住所不要》) 47-5007、FAX 89-0136
Email: koho@townoragunma.jp

視力の低下で広報が読みにくいかたへ  
声の広報をお届けします

町では、目の不自由な町民の皆さんに「声の広報」を無料でお届けいたします。朗読ボランティアの皆さんの協力、毎月発行される「広報おうち」をカセットテープに録音してお届けします。▼申込できる人 町内在住の目が不自由な人

- ※障害者手帳の等級などは関係ありません。視力の低下などで広報誌が読みづらい人もご利用ください。
▼費用 無料
▼申込受付 随時
▼申込・問合せ 役場企画課 47-5007、町社会福祉協議会 88-2408

皆さんの意見や要望を聞かせてください  
町政モニターを募集します

町では、平成23年度の町政モニターを募集します。町政モニターとは、町民の皆さんから率直なご意見、ご要望などをいただき、それを町の行政運営に生かそうという制度です。ぜひ、ご応募ください。

- ▼応募できる人 町内在住の20歳以上のの人
▼募集人数 15人以内(応募者多数の場合は抽選)
▼町政モニターの仕事
①モニター会議への出席(年1～2回程度)
②町で用意するはがきやメールでの意見や要望の提出など
▼モニター期間 平成24年3月31日まで
▼応募方法 来庁または電話、ファクス、郵送(当日消印有効)、メールなどで、住所、名前、年齢、職業、電話番号を連絡する
▼募集締切 4月25日(土)
▼応募・問合せ 役場企画課 (〒370-0692《住所不要》) 47-5007、FAX 89-0136
Email: koho@townoragunma.jp

広報誌を世界中にお届けします  
ふるさと通信の会員募集

町では、「ふるさと通信」の会員を募集しています。会員になると、毎月「広報おうち」を世界中どこへでもお送りします。▼会費(1年間) 日本国内 1,000円 アジア地域 2,000円 オセアニア・北米・ヨーロッパなど 2,400円 南米・アフリカなど 2,700円 ▼会員期間 1年間(毎月1回お届けしていただきます)

- ▼申込受付 随時
▼申込方法 役場企画課、または町のホームページにある所定の申込用紙に必要事項を書いて、会費を添えて申し込む
▼申込・問合せ 役場企画課 47-5007

